

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第22号（第35条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(1) 古式銃砲・刀剣類発見届 年 月 日</p> <p>警察署 殿 届出人 (発見者との関係)</p> <p>略</p> <p>割印</p> <p>古式銃砲・刀剣類発見届出済証</p> <p>警察署 印</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(3) 古式銃砲・刀剣類登録通知書 年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿 知事 教育委員会</p> <p>略</p> <p>登録申請者住所管轄書 警察署</p> <p>古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書 年 月 日</p> <p>知事 殿 教育委員会 殿 警察署</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>別記様式第22号（第35条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(1) 古式銃砲・刀剣類発見届 年 月 日</p> <p>警察署長 殿 届出人 (発見者との関係)</p> <p>略</p> <p>割印</p> <p>古式銃砲・刀剣類発見届出済証</p> <p>警察署長 印</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(3) 古式銃砲・刀剣類登録通知書 年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿 教育委員会 印</p> <p>略</p> <p>登録申請者住所管轄書 警察署</p> <p>古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書 年 月 日</p> <p>教育委員会 殿 警察署長 印</p> <p>略</p> <p>略</p>

(裏)

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる責任ある者が発見者に代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等できません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないで下さい。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 _____

(裏)

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等できません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないで下さい。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 _____

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。